横浜市健康福祉局長 様

生活困窮者自立支援の法制化を契機とした中間的就労の量的質的拡充のための提言

今国会で生活困窮者自立支援法が成立しました。それに伴い中間的就労も就労訓練事業として制度化されます。「横浜市における中間的就労検討会」の構成団体は、これまで、一般の労働市場に参入しづらい若者や障害者などの市民が、就労に向けて地域の中で少しずつ働く体験をする中間的就労に関わってきました。

この度の法制化を契機に、横浜市における中間的就労の量的質的拡充を図るために、以下のとおり提言いたします。

①各分野の中間的就労を促進する中間支援組織の設置運営

生活困窮者自立支援モデル事業における「中間的就労のモデル事業実施に関するガイドライン」(以下『ガイドライン』)においては、中間的就労について「雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する段階」と、「雇用契約関係を締結した上で支援付きの就労を行う段階」と定義している。前者の「訓練としての体験」について言えばこれまで、障害者就労支援の分野、就労困難な若者支援の分野でも重要な支援プログラムとして実施されてきた。また、訓練ではなないが、中学校・高校・大学の教育プログラムにおいても、職場体験、インターンシップという形で、働く体験の場が提供されている。

つまり、地域の中には、体験や訓練の場を提供する事業所や企業が、各分野各領域で多数存在しているということである。

生活困窮者自立支援法による中間的就労の制度化を契機に、様々な分野に点在している中間的就労に取り組む事業所・企業を市民全体の共有財産とし、あわせて中間的就労を質的量的に拡充し、各当事者の社会参加、職業的自立をより一層促進するチャンスとすることはできないか。私たちは、そのような問題意識に立って「中間的就労に関する中間支援機関」を官民協働で設置運営することを提案したい。

中間支援機関とは、各分野の支援機関と、中間的就労を実施する事業所・企業との間にあって、以下の機能を有するものを想定している。

- 1. 点在する中間的就労を実施する事業所・企業に関する情報の収集整理
- 2. 中間的就労を実施する事業所・企業の開拓
- 3. 各支援機関に対して、支援対象者の状況やニーズにあった事業所・企業の紹介
- 4. 事業所・企業を対象にした講座・研修の実施
- 5. 事業所・企業間のネットワークを促進し、新しい仕事おこしのインキューベーション
- 6. 中間的就労が量的質的に拡充するための政策提言

上記中間支援機関の設置運営にあたっては、横浜市の生活保護行政、障害者行政、青少年育成行政、教育行政等各分野の横断的で継続的な協働をお願いしたい。

②対象者が参加できる条件整備

生活困窮者自立支援制度における就労準備支援においては、6 か月~1 年(延長なし)、 就労訓練(中間的就労)については、雇用型・非雇用型ともに3か月~半年の支援期間(更 新により最長で2年)が想定されている。生活に困窮した者が、交通費、生活費の保障が なく長期にわたる訓練を受けるのは不可能である。生活保護を受給して早期に保護を脱出 するためのチャンスとして、生活保護受給者も含めて一体的に支援や訓練を実施にすべき であり、また、生活保護にいたらない程度の場合でも、交通費と報奨金などの支給によっ て継続的な参加が可能となるよう条件整備をすべきである。

③生活困窮者自立支援事業相談窓口のアセスメント力を向上する取り組み

生活困窮者自立支援事業では、総合相談窓口において支援内容が決定され、支援メニューの一つとして就労準備訓練事業、就労訓練事業(中間的就労)の利用が決定される。

これまで私たちは、対象者が精神的肉体的に準備ができていない状態で、安易に就労訓練につなげることが、逆に就労から遠ざけてしまうということを学んできている。

対象者の自立にとって真に有効な支援メニューとは何か、就労支援以外にも医療や福祉機関等適切な社会資源を活用するなど、生活困窮者自立支援事業相談窓口のアセスメント力が重要になる。健康福祉局の責任において、今後設置される相談窓口が十分にアセスメント力を発揮できる取り組みと仕組みを構築していただきたい。

④受け入れ事業所の支援員と雇用創出を支える条件整備

ガイドラインでは、「新制度においては、都道府県等が社会的企業の立ち上げにあたって 必要な一定の助成等を行うことができることを想定している」と記されている。

多重、多様な困難を合わせもつ生活困窮者に対して訓練の場、就労の場を提供していくには、多大な時間と手間がかかる。例えば雇用保険で運営されているトライアル雇用においては雇用者側に3か月間の奨励金が支払われているが、就労困難な層には、より手厚い公的サポートが必須である。

従って、上記立ち上げ支援以外にも、生活困窮者を受け入れる現場の各事業所に対して

- ・就労支援員のマンパワーを支える財政的支援
- ・事業継続への側面支援(優先発注、税制支援) が求められる。

優先発注については、対象者が 3 割を超える社会的企業を対象に検討されているとの情報もあるが、横浜市においては、これまでの実績を踏まえ、就労困難な若者や障害者の職業訓練を受け入れてきた事業所・企業等が生活困窮者を受け入れる場合についても、対象とし、雇用創出を支える基盤を整備していただきたい。

平成 25 年 12 月 11 日

横浜市における中間的就労検討会

代表 特定非営利活動法人ユースポート横濱 理事長 綿引 幸代

構成団体 (順不同)

株式会社メルヘン 代表取締役 原田英二 一般社団法人ペガサス 代表理事 木村志義 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ協会理事長 中村久子 企業組合ワーカーズコープ・キュービック 理事長 加藤和子 特定非営利活動法人ワーカーズコープ 神奈川事業本部長 成田誠